

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月15日

☐ 中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	京都府
3. 市区町村名	京丹後市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.kyotango.lg.jp/top/soshiki/mayoroffice/seisakukikaku/3/15959.html

執行機関名 京丹後市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	京丹後市子育て支援医療費の給付及び助成に関する条例(平成29年京丹後市条例第16号)による子育て支援医療費の給付等に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	7	
③ 番号法別表第2の項	9	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		京丹後市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第20の項 京丹後市子育て支援医療費の給付及び助成に関する条例(平成29年京丹後市条例第16号)による子育て支援医療費の給付等に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	京丹後市子育て支援医療費の給付及び助成に関する条例 第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第一条 すべての国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やかに</u> 生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。 2 すべての <u>児童</u> は、等しくその <u>生活を保障</u> され、 <u>愛護</u> されなければならない。	第1条 この条例は、子どもの医療費の一部(以下「子育て支援医療費」という。)を給付し、及び助成することにより、 <u>子どもの健康の保持・増進</u> を図り、もって安心して子どもを産み育てられる <u>環境を整備</u> することとする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		京丹後市子育て支援医療費の給付及び助成に関する条例(平成29年条例第16号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	京丹後市子育て支援医療費の給付及び助成に関する条例 第5条の2
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	京丹後市子育て支援医療費の給付及び助成に関する条例第2条及び第5条の2に規定する受給資格の認定に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ニ	京丹後市子育て支援医療費の給付及び助成に関する条例 第2条第1項第1号イ
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報